

○手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について

(平成一〇年七月二四日)

(障企第六三号)

(各都道府県・各指定都市障害保健福祉主管部(局)長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知)

手話奉仕員養成事業及び手話通訳者養成事業において使用する養成カリキュラム等については、「障害者の明るいくらし促進事業実施要綱」(平成十年七月二十四日障第四三四号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)及び「市町村障害者社会参加促進事業実施要綱」(平成十年七月二十四日障第四三五号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)において、別途通知することとされているが、今般、別添のとおり「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム」を定めたので、市町村及び関係団体への周知について特段の配慮をお願いする。

(別添)

手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム

1 手話奉仕員養成カリキュラム

対象者	手話の学習経験がない者等			
養成目標	聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。			
カリキュラム構成	入門課程	35時間	到達目標	相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶、自己紹介程度の会話が可能なレベル
			養成目標	簡単な日常会話を行うに必要な手話語彙(目標語彙数 300 語)を習得する。 簡単な日常会話を行うに必要な手話表現技術を習得する。 手話でコミュニケーションする楽しさを習得する。
			カリキュラム	[別表 1]
	基礎課程	45時間	到達目標	相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者とならば、手話で日常会話が可能レベル
			養成目標	手話で日常会話を行うに必要な手話語彙(目標語彙数:300 語に新たに 300 語を追加)を習得する。 手話で日常会話を行うに必要な手話表現技術を習

			得する。 手話の基本文法を習得する。
		カリキュラム	[別表 2]
	合計	80 時間	

別表 1 手話奉仕員入門課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当 職種例
講義	聴覚障害の基礎知識	2	耳の仕組みや聴覚障害の原因を理解するとともに、聴覚障害者のコミュニケーション方法を理解する。	聴覚生理(耳の仕組み) 言葉の習得と発達の過程 身体障害者福祉法における障害認定	耳鼻科医師 ろう学校(難聴学級)教員
	手話の基礎知識	1	日本の手話の歴史及び特徴を理解する。	身振りと手話の違い 日本の手話の歴史 手話の地域性、個人性等日本の手話の特徴	講師講習会修了者 手話通訳士
	聴覚障害者の生活	2	聴覚障害者の日常生活における課題とその対応方法を理解する。	家族とのコミュニケーション 地域の人々とのコミュニケーション 子育てで困ること 職場で困ること 病院で困ること	聴覚障害者
実技 実技	表現基礎練習	3	手話習得に必要な基礎表現能力を習得する。 コミュニケーション意欲を高める。	物の形や動作の模倣 身振り表現での伝達(表情、強弱等)	講師講習会修了者 聴覚障害者
	手話による表現(1)(自	11	簡単な手話表現ができる技術を習得する。	挨拶・自己紹介(名前表現)	講師講習会修了者

己表現)		手話語彙を習得する。	自己紹介(家族の表現) 自己紹介(趣味の表現) 数字・自己紹介(年齢・誕生日の表現) 職業・自己紹介(仕事の表現) 自己紹介(住所の表現) 空間表現(位置・方向) 指文字表現 総合練習(自己紹介)	聴覚障害者
手話による表現(2)(対話の基礎練習)	7	会話に必要な疑問の表現・読取り等対話の基礎技術を習得する。手話語彙を習得する。	曜日表現、年・月・日、時間表現 疑問詞表現	講師講習会修了者 聴覚障害者
手話による表現(3)(会話練習)	6	習得した手話語彙や手話表現技術を用いた会話を練習する。聴覚障害者の生活場面における課題を理解し、必要な手話語彙を習得する。	家族との会話練習 医療場面での会話練習 教育場面での会話練習	講師講習会修了者 聴覚障害者
総合練習	3	習得した手話語彙や手話表現を基に相手に伝達する能力のレベルアップを図る。聴覚障害者との手話による会話を通じ実践的なコミュニケーション能力を習得する。	聴覚障害者と受講者のグループによる手話劇等の発表 聴覚障害者との手話によるフリーディスカッション	講師講習会修了者 聴覚障害者
合計	35			

(注) 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。

別表 2 手話奉仕員基礎課程カリキュラム

教科名	時	目的(学習の目標)	内容	講義担当
-----	---	-----------	----	------

		間数			職種例
講義	障害者福祉の基礎	2	障害の概念、ノーマライゼーションの理念等 障害者福祉の概要を理解する。	障害の3つの概念 障害者の定義 ノーマライゼーション・リハビリテーションの理念 障害者福祉施策の概要	福祉関係職員 聴覚障害者 学識経験者
	聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度	2	聴覚障害者活動の歴史を学習することにより、時代背景と聴覚障害者の要望、関連する聴覚障害者福祉施策を理解する。	聴覚障害者組織と活動 社会参加施策(手話奉仕員等派遣制度等) 施設施策(情報提供施設等) 在宅施策(補装具等)	福祉関係職員 聴覚障害者
	ボランティア活動	1	ボランティア活動(手話奉仕員活動)の概念、心構え等を理解するとともに、手話奉仕員活動への参加意欲を高める。	ボランティア活動の概念 ボランティア活動(手話奉仕員活動)に当たっての心構え 地域手話サークル活動の紹介 手話奉仕員制度の仕組み及びオリエンテーション	講師講習会修了者 聴覚障害者 手話奉仕員
実技	手話の基本文法	22	日本の手話の基本文法を習得することにより、表現能力及び読取り能力のレベルアップを図る。 手話語彙を習得する。	具体的表現技術 置き換え表現技術 手や顔・身体の表情格の決定① 2人での位置関係 格の決定② 3人以上での位置関係 格の決定③ 指差し 格の決定④ 上体移動 格の決定⑤ まとめ 空間活用① 前後・左右・上下	講師講習会修了者 聴覚障害者

			空間活用② 組合せ活用 空間活用③ 代理的活用 同時表現 両手の活用 指の代理的表現 繰り返し表現	
総合練習	3	習得した手話語彙や基本文法を基に相手に伝達する能力のレベルアップを図る。 聴覚障害者との手話による会話を通じ実践的なコミュニケーション能力を習得する。	聴覚障害者との手話によるフリーディスカッション 手話による意見発表	講師講習会修了者 聴覚障害者
基本文法の応用	12	手話の基本文法を応用練習することにより、表現能力及び読取り能力のレベルアップを図る。 手話語彙を習得する。	置き換え表現技術 格の決定① 位置と方向、2人での位置関係 格の決定② 3人以上の位置関係、視線等の表情 格の決定③ 指差し、上体移動 空間活用① 前後・左右・上下、組合せ活用 空間活用② 代理的活用 同時表現 両手の活用 指の代理的表現	講師講習会修了者 聴覚障害者
総合練習	3	習得した手話語彙や基本文法を基に相手に伝達する能力のレベルアップを図る。 聴覚障害者との手話	聴覚障害者と受講者のグループによる手話劇等の発表	講師講習会修了者 聴覚障害者

			による会話を通じ実践的なコミュニケーション能力を習得する。		
合計		45			

(注) 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。

## 2 手話通訳者養成カリキュラム

対象者	手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能なる者				
養成目標	身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得する。				
カリキュラム構成	基本課程	35時間	到達目標	対象の聴覚障害者の理解を確認しながらであれば手話通訳が可能なるレベル 申請手続き等手話以外のコミュニケーション手段が付随する場面で通訳が可能なるレベル	
			養成目標	手話通訳に必要な手話語彙(目標語彙数:600語に新たに300語を追加)を習得する。 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な表現技術を習得する。 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な基本技術を習得する。	
			カリキュラム	〔別表3〕	
実	応用課程	35時間	到達目標	一部難しい内容は聴覚障害者の理解の確認が必要であるが、日常場面の手話通訳は基本的に可能なるレベル	
			養成目標	手話通訳に必要な手話語彙(目標語彙数:900語に新たに300語を追加)を習得する。 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な表現技術の応用を習得する。 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な基本技術の応用を習得する。	
			カリキュラム	〔別表4〕	
		20	到達	聴覚障害者の理解力に応じた手話通訳が可能なるレベル	

実践課程	時間	目標	ル
		養成目標	手話通訳に必要な手話語彙(目標語彙数:1,200語に新たに300語を追加)を習得する。 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な実践的表現技術を習得する。 習得した語彙を用いて手話通訳に必要な実践的基本技術を習得する。
		カリキュラム	[別表5]
合計	90時間		

別表3 手話通訳者基本課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当 職種例
講義	手話通訳の心構え	2	手話通訳者として必要な基本知識を習得するとともに、手話通訳者の役割を理解する。	手話通訳者として必要な基本知識 手話通訳者の役割	手話通訳士
	身体障害者福祉概論	1	障害者基本法及び身体障害者福祉法等の概要を理解する。	障害者基本法の概要 身体障害者福祉法の概要 新長期計画・障害者プランの概要	福祉関係職員
	ソーシャルワーク概論	2	ケースワーク、グループワーク、コミュニティーワークの学習を通じて面接技術を習得する。	ケースワーク論 ケースワーク演習	大学教員 社会福祉士 ケースワーク担当者
実技	手話通訳能力の向上(1)	11	手話通訳に必要な表現能力を習得する。 メッセージ蓄積能力の向上を図る。	ビデオ、録音テープによるシャドーイングトレーニング 聴覚障害者の手話シャ	講師講習会修了者 聴覚障害者

		<p>要約能力の向上を図る。 手話語彙を習得する。</p>	<p>ドーイングトレーニング ビデオ、録音テープによるサマリートレーニング 日本語表現から日本語での要約 手話表現から同じ手話での要約 日本語表現から手話での要約 手話表現から別の手話での要約 手話表現から日本語での要約</p>	
手話通訳の技術(基本)	9	<p>手話通訳に必要な基本技術を習得する。 手話語彙を習得する。</p>	<p>逐次通訳技術の習得(聞き取り) 要約表現と完全表現 逐次通訳技術の習得(読み取り) 要約表現と完全表現 同時通訳技術の習得(聞き取り) 日本語に則した表現 手話文法に則した表現 同時通訳技術の習得(読み取り) 日本語に則した表現 手話文法に則した表現</p>	<p>講師講習会修了者 聴覚障害者</p>
場面における手話通訳技術(1)	10	<p>通訳場面における遵守事項、留意事項を習得する。 通訳場面における個別の通訳技術を習得する。 手話語彙を習得する。</p>	<p>申請場面での通訳練習 伝達内容の確認 電話の通訳練習 相手の状況の情報提供 あいさつ場面での通訳練習 不特定多数の聴覚障</p>	<p>講師講習会修了者 聴覚障害者</p>

				害者に対応する場合の 通訳方法 面接場面での通訳練習 聴覚障害者の話しやす い表現技術 相互の主張を明確に伝 える表現技術 相手に対する情報提供 会議場面での通訳練習 聴覚障害者の発言保障 ができる通訳技術 場面状況の情報提供	
	合計	35			

(注)1 シャドーイングトレーニングとは、話し手の表現をほぼ同時に真似をして表現する練習をいう。

2 サマリートレーニングとは、メッセージを要約する練習をいう。

3 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。

別表 4 手話通訳者応用課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当 職種例
講義	手話通訳の理念と仕事(1)	2	手話通訳のメッセージ伝達の仕組み及び手話通訳者の職務を理解する。	手話通訳のメッセージ伝達の仕組み 手話通訳者の職務 コミュニケーションの伝達 情報提供 自立支援、援助	手話通訳士
	ことばの仕組み	2	日本語の言葉としての特徴及び日本の手話の言語としての特徴を理解する。	日本語の言語としての特徴 日本の手話の言語としての特徴	大学教員等
	手話通訳者の健康管理	1	手話通訳労働が身体及び精神に及ぼす疲労や影響を正しく理解	手話通訳のメカニズム 健康管理の方法	専門医師 手話通訳士

			し、健康に手話通訳活動ができる条件を習得する。		
実技	手話通訳能力の向上(2)	11	手話通訳に必要な表現能力を習得する。 メッセージ蓄積能力の向上を図る。 要約能力の向上を図る。 手話語彙を習得する。	ビデオ、録音テープによるデカラージシャドーイングトレーニング 聴覚障害者の手話デカラージシャドーイングトレーニング ビデオ、録音テープによるサマリートレーニング(イントラリンガルトレーニング) 日本語表現から日本語での要約 手話表現から同じ手話での要約 日本語表現から手話での要約 手話表現から別の手話での要約 手話表現から日本語での要約	講師講習会修了者 聴覚障害者
	手話通訳の技術(応用)	9	1 手話通訳に必要な基本技術の応用能力の向上を図る。 2 手話語彙を習得する。	逐次通訳技術の習得(聞き取り) 要約表現と完全表現 逐次通訳技術の習得(読み取り) 要約表現と完全表現 同時通訳技術の習得(聞き取り) 日本語に則した表現 手話文法に則した表現 同時通訳技術の習得(読み取り)	講師講習会修了者 聴覚障害者

				日本語に則した表現 手話文法に則した表現	
	場面における手話通訳技術(2)	10	通訳場面における遵守事項、留意事項を習得する。 通訳場面における個別の通訳技術を習得する。 手話語彙を習得する。	講演場面での通訳練習 通訳事例研究 会議場面での通訳練習 通訳事例研究 面接場面での通訳練習 通訳事例研究	講師講習会修了者 聴覚障害者
	合計	35			

(注)1 デカラージシャドーイングトレーニングとは、話し手の表現を2～3語遅らせて模倣する練習をいう。

2 イントラリンガルトレーニングとは、メッセージ内容を把握した後にそれを別の言葉に置き換える練習をいう。

3 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。

別表5 手話通訳者実践課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的(学習の目標)	内容	講義担当 職種例
講義	手話通訳の理念と仕事(2)	1	手話通訳者の倫理と具体的通訳場面での責務を理解する。	手話通訳者の倫理 通訳場面と手話通訳者の責務(具体的な場面を想定した受講者同士の意見交換を含む。)	手話通訳士
	手話通訳者登録制度の概要	1	手話通訳者登録制度の概要を理解し、受講後の登録試験の受験及び登録後の活動への参加意欲を高める。	手話通訳者登録制度の仕組み 手話通訳者活動に当たっての心構え 手話通訳者活動の実際 手話通訳者登録に当たってのオリエンテーション	行政職員 (手話通訳養成等担当者) 聴覚障害者団体役員
実技	手話通訳実習	18	通訳実習を行うことにより通訳の実際を体	模擬通訳場面練習 通訳事例研究	講師講習会修了者

			験する。	手話通訳実習 申請場面 面接場面	聴覚障害者
	合計	20			

(注) 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。